

(1 号物件)

(案)

森林整備事業（誘導伐：密着造林型）請負契約書

- 1

事業名

森平家山国有林森林整備（誘導伐：密着造林型）事業請負
- 2

履行場所

大分県玖珠郡玖珠町 森平家山国有林 2 1 2 い林小班
別冊、図面のとおり
- 3

事業内容

誘導伐作業

2. 47 ha

集造材

185 m³

C材等未利用材

565 m³

合計

750 m³

地拵作業

2. 47 ha

植付作業

2. 47 ha

獣害防止ネット設置

1, 750 m

(別紙、記番別作業内訳書、作業工程別数量内訳書、作業内訳書のとおり)
- 4

事業期間

契約日の翌日から令和 9 年 2 月 2 6 日まで
(ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙、記番別作業内訳書、作業内訳書の
とおり)
- 5

作業仕様

別冊、作業仕様書のとおり
- 6

請負金額

金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)
- 7

選択条項

別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは○印、
適用されないものは×印である。

適用削除の区分	選 択 条 項	
×	契約保証金の納付	第 4 条第 1 項第 1 号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第 4 条第 1 項第 2 号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第 4 条第 1 項第 3 号
×	公共工事履行保証証券による保証	第 4 条第 1 項第 4 号
×	履行保証保険契約の締結	第 4 条第 1 項第 5 号
○	支給材料及び貸与品	第 1 5 条
○	部分払（2 回以内とする）	第 3 8 条
×	前金払 請負金額の / 1 0 以内とする	第 3 5 条第 1 項
×	中間前金払 請負金額の / 1 0 以内とする	第 3 5 条第 3 項
○	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第 4 0 条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあたっては、別紙を添付する。

8 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日
封印ペンチ	N0.	1 個	大分西部森林管理署	契約締結日
鉛		個	〃	〃
銅線		巻	〃	〃
発送検知野帳		冊	〃	〃

9 特約事項

- (1) 使用する材料は、特約事項内訳書のとおりとし、請負者が購入する。
- (2) 当該契約に係る技術提案については、別冊のとおりとする。

上記の事業につき、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年12月24日に交付した国有林野事業製品生産事業請負契約約款、国有林野事業造林事業請負契約約款及び令和7年12月24日に交付した製品生産事業請負標準仕様書、造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を所有する。

令和 年 月 日

発注者 大分県日田市中城町1—1
分任支出負担行為担当官
大分西部森林管理署長 杉崎 浩史 印

請負者 住 所

印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合に置いては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその構成員住所及び氏名を記入する。

請負者 ○○共同事業体

代 表 者 ○○林業株式会社
住 所
代表取締役 ○○ ○○ 印

代 表 者 ○○林業株式会社
住 所
代表取締役 ○○ ○○ 印

代 表 者 ○○林業株式会社
住 所
代表取締役 ○○ ○○ 印

記 番 別 作 業 内 訳 書

林小班	作業種	区域面積	控除面積(除地等)	契約面積	作業期間		備 考
					自	至	
212い	誘導伐	2.47		2.47	契約日の翌日から	R9.2.26	森林整備（誘導伐：密着造林型）請負事業仕様書のとおり
計		2.47		2.47			
212い	機械地拵	2.47		2.47	契約日の翌日から	R9.2.26	地拵作業仕様書のとおり
計		2.47		2.47			
212い	植付	2.47		2.47	シカネット設置終了後	R9.2.26	コンテナ苗木植付作業仕様書のとおり
計		2.47		2.47			
212い	獣害防止ネット設置			1,750m	契約日の翌日から	R9.2.26	獣害防止ネット設置仕様書のとおり
計				1,750m			

作 業 工 程 別 数 量 内 訳 書

材 種	作業工程	細 目	数 量	備 考
素材	集造材		185 m ³	
	山元巻立	機械巻立	50 m ³	
	C材等集造材		565 m ³	
	C材等山元巻立	機械巻立	50 m ³	
	封印発送		650 m ³	

令和7年度 大分西部森林管理署 森林整備事業(誘導伐:密着造林型) 請負作業図

森平家山 国有林

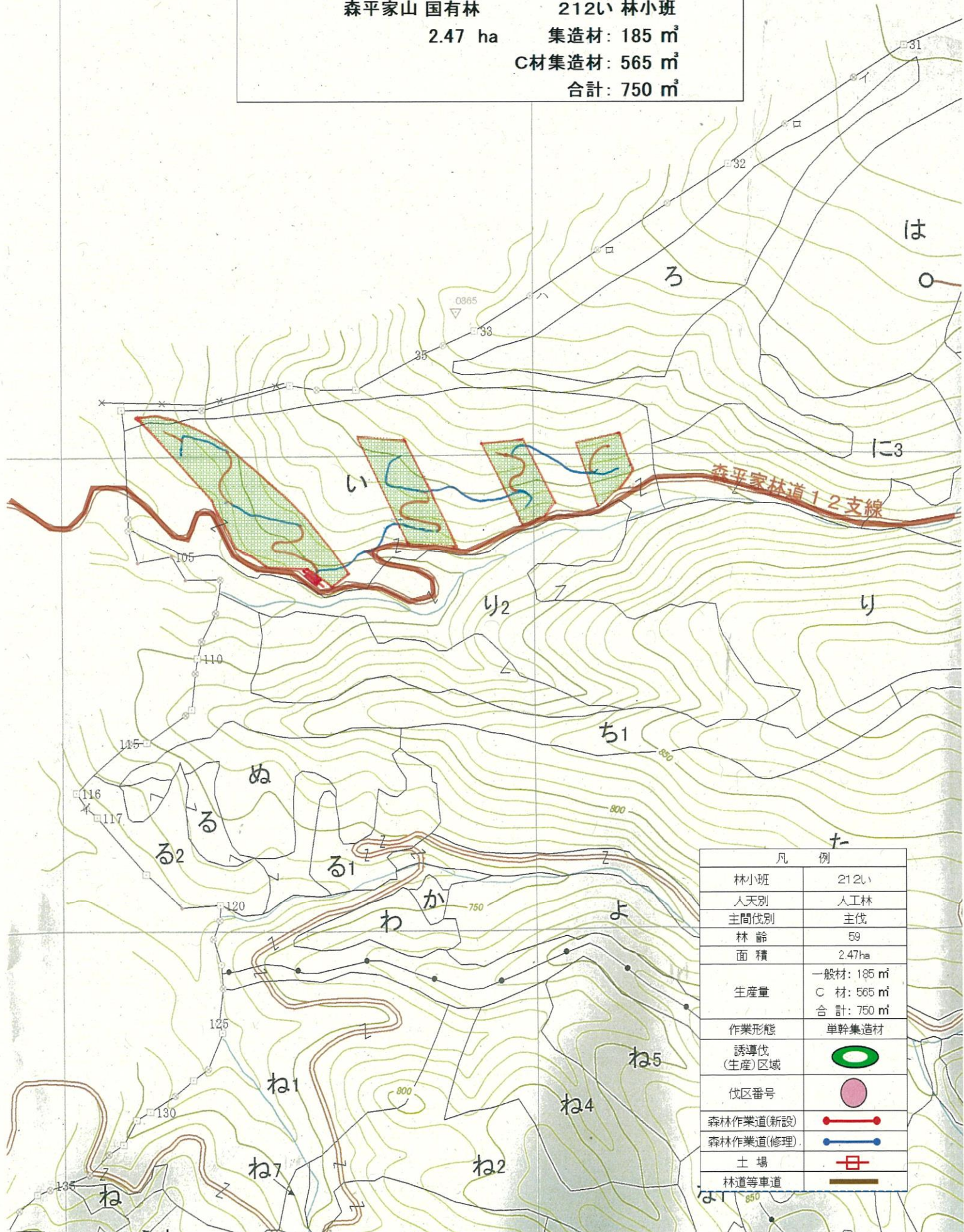
2.47 ha

212い 林小班

集造材: 185 m³

C材集造材: 565 m³

合計: 750 m³

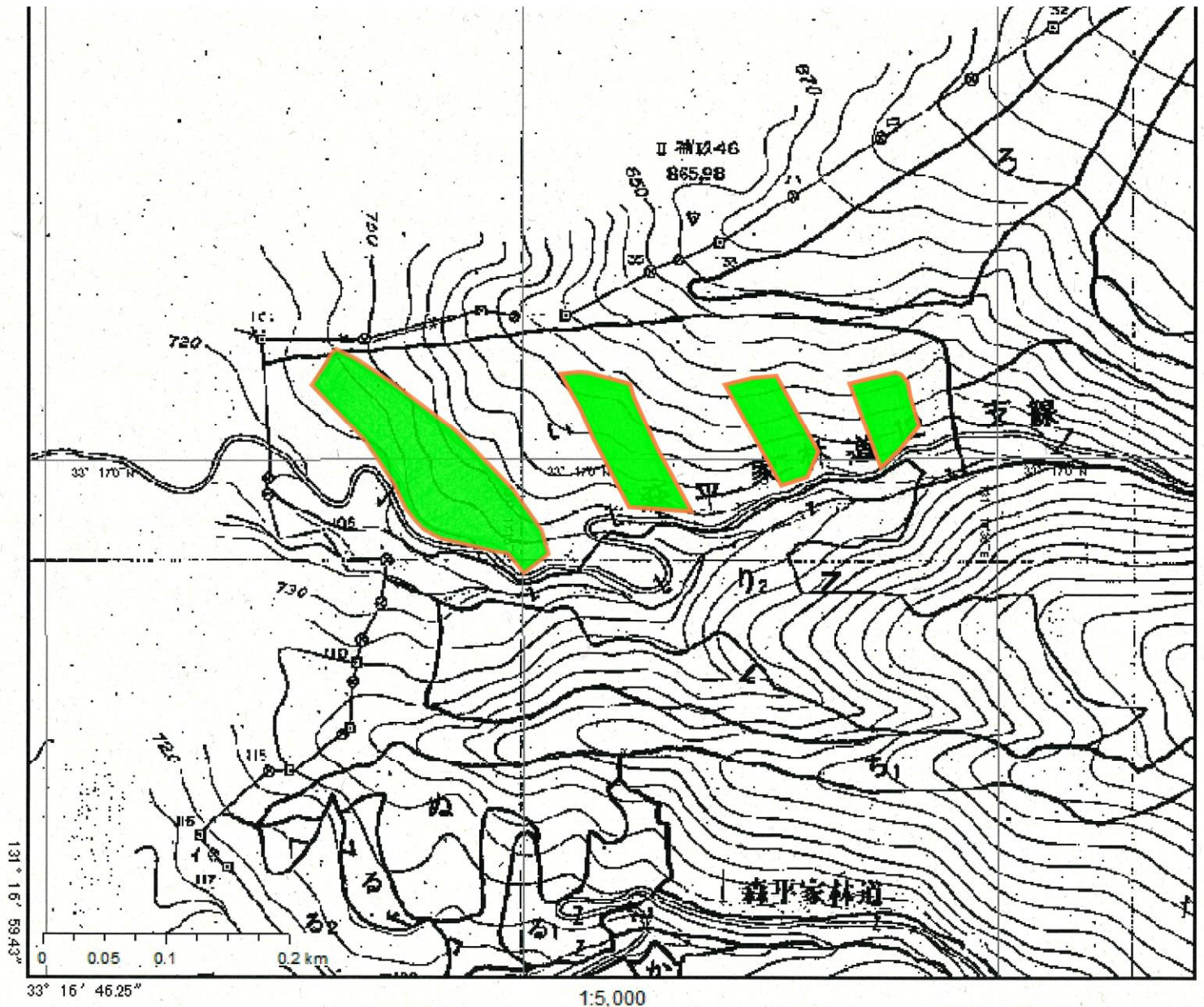


凡	例
林小班	212い
人天別	人工林
主間伐別	主伐
林 齢	59
面 積	2.47ha
生産量	一般材: 185 m ³ C 材: 565 m ³ 合 計: 750 m ³
作業形態	単幹集造材
誘導伐 (生産)区域	
伐区番号	
森林作業道(新設)	
森林作業道(修理)	
土 場	
林道等車道	

令和7年度 大分西部森林管理署
森林整備事業(誘導伐:密着造林型)請負 位置図

作業種	国有林	林小班	区域面積 (数量)	控除面積	契約面積 (数量)
機械地拵	森平家山	212い	2.47		2.47
植付	森平家山	212い	2.47		2.47
獣害防止ネット 設置	森平家山	212い	1750m		1750m

凡例	
機械地拵・植付	
シカネット設置	



特 約 事 項（誘導伐等）

- 1 請負者は、特記仕様書を遵守すること。
特記仕様書に指定しないものについては、「森林作業道作設指針」によることを基本とすること。
- 2 請負者は、作設する森林作業道の路線計画を明示した図面を含めた事業計画を森林管理署長等に提出し、その確認を受けること。
- 3 請負者は、2で確認を受けた森林作業道の計画に変更が生じたときは、その変更について森林管理署長等に提出し、確認を受けること。
- 4 森林管理署長等は、伐採・搬出期間中及び搬出後の契約履行状況等を確認し確認を受けた路線等が路線計画と異なる森林作業道を施工した場合等、請負者の責に帰すべき事由により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、請負者の負担において盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、請負者は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならないこと。

特約事項内訳書

記入 番号	林小班	作業種	作業 区分	契 約 面 積 等	使 用 材 料 等			備 考
					品 名	品質規格	数量	
1	212 い	植 付	長方 形植	2.47	スギ普通苗	コンテナ苗(大分県・300cc) 苗長35～70cm、根元径5.5mm上	4200本	
			計	2.47			4200本	
2	212 い	獣害防 止ネット 設置	設置	1,750	ステンレス入り 獣害防止ネット	ネット編目:100mm 標準展開サイズ:1.8m×50m 引っ張り強度(縦目方向)1,100N以上を有するステンレス線入り全面仕様タイプネットであること(公的機関の引っ張り強度試験結果を証明できるもの)。 支柱規格はFRP製Φ33～35mm×2.4m、4m間隔設置部材とし、付属部品についても、ネットの購入メーカー適合規格品であること。アンカー杭は4m当たり3本設置する。	1750m	
					スカートネット	ステンレス入りスカートネット ◎ネット編目:50mm◎ネット仕様:引っ張り強度(縦目方向)500N以上を有するステンレス入り全面仕様タイプスカートネットであること(公的機関の引っ張り強度試験結果を証明できるもの。)◎スカートネットサイズ:H1.2×50m◎付属部品についても、ネットの購入メーカー適合規格品であること。アンカー杭は4m当たり2本設置する。	1750m	
			計	1,750			1750m	

森林整備（誘導伐：密着造林型）請負事業仕様書

適用範囲

この仕様書は、森林管理署等の実施する（誘導伐：密着造林型）請負事業に適用する。

1 伐倒及び集造材

- （１）区域内の対象木は、全て伐倒すること。
- （２）下表の素材採材が可能なものを原則として搬出対象木（胸高直径がスギ１６ｃｍ以上、ヒノキ１４ｃｍ以上）としているので、これに基づき通直材を採材・搬出すること。

樹 種	長 級 (m)	径 級 (c m)	C 材	長 級 (m)	径 級 (c m)
ス ギ	3 4 上	1 4 上 1 4 上	ス ギ ヒノキ その他	2	8 上
ヒノキ	2	1 8 上		3	
	3	1 4 上		4	
	4 6 上	1 2 上 1 4 上			

但し、監督職員の指示のある場合（小径木一般材等）はこの限りではない。

2 伐倒及び集造材作業に当たっての留意事項

- （１）伐倒漏れ、対象外の伐採がないように留意すること。
- （２）伐倒及び集造材作業においては、他の造林木を損傷しないように注意すること。
- （３）かかり木については、適切な方法で処理すること。
- （４）ワイヤーロープ等、現地の片づけは適切に行うこと。
- （５）人口更新を予定している箇所にあっては、植栽、保育等に支障のないよう枝条等を適切に処理すること。

3 請負数量の確定

- （１）伐倒数量
契約書に記載された予定数量とする。
- （２）素材数量
生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

4 部分払いにおける数量の確定

- （１）伐倒数量
面積按分による材積とする。
- （２）素材数量
生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

5 封印発送

- （１）監督員の指示を受けて封印発送を行うものとする。
- （２）封印は、発送時点において荷締索の結び目を荷くずしできないよう行うものとする。

6 請負代金の確定方法

公告記載の請負代金確定方法による。

7 確定数量及び確定金額の通知

発注者は、事業が完成した場合は、確定数量及び確定総金額について、別紙「請負契約の数量・金額確定通知書」を作成し、すみやかに請負者に通知するものとする。

8 その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

採材標準寸法表

大分西部森林管理署

樹種	用途	長級 (cm)	径級 (cm)	延寸 (cm)	備考
スギ	一般材 (小径木)	3, 4	8～13下	5	システム販売相手方との協定による
	一般材	3, 4	14上	5	
	芯持柱	3	16～20	5	通直で無節に近いもの
	割柱	3	34上	10	赤芯で目細な無節材元玉原則
	長材	6, 8	14上	10	
	梁材	4.2	24～26	10	単曲材で元玉
		5.2	24～28		
		6.2	24～28		
	ラミナ材	直材	末口14～元口45以内	5	最高矢高10cm以内
		曲材	末口14～元口40以内		
ヒノキ	一般材 (小径木)	3	8～13下	5	システム販売相手方との協定による
		4	8～12下	5	システム販売相手方との協定による
	一般材	2	18上	5	
		3	14上	5	
		4	12上	5	
	芯持柱	3	16～20	5	通直で無節に近いもの
	長材	6, 8	14上	10	直材で元玉
	梁材	4.2	18～22	10	単曲材で元玉
		5.2	22～26		
		6.2	24～30		
マツ	一般材	2, 3, 4	13上	5	
	梁材	2.2, 3.2, 4.2	18～24	10	単曲材で元玉
モミ	一般材	2, 4	24上	5	
ツガ	一般材	2, 3, 4	24上	5	
他N	一般材	2, 3, 4	14上	5	銘木類は有寸
カシ	一般材	2.1, 3.2, 4.3	20上	5	末口径30上通直材尺採材
その他L	一般材	2.1, 3.2, 4.3	22上	5	銘木類は有寸
NL	チップA	2	10上	0	
スギ・ ヒノキ	端尺材	0.6～1.6	14上	0	根曲り部分からの採材が原則
スギ・ ヒノキ・ その他	C材等未利用材	0.6上	8上	0	システム販売相手方との協定による

※留意事項

- 平成 元年1月10日 第2号「当面の採材について」
- 平成 元年3月29日 元熊利第55号「スギ、ヒノキ価格体系の改定について」
- 平成17年6月 6日 ラミナ用原材料生産に伴う参考資料
- 平成21年8月31日 21九販第30号「C材等未利用材を素材生産事業として実施する場合の取扱いについて」
- 平成29年2月13日 28九資第54号「平成28年度以降に適用する素材販売基準価格及び立木販売基準価格について」の一部改正について

特記仕様書

この特記仕様書は、森林作業道作設指針(令和3年4月1日付け2林整第1400号林野庁長官通知)に基づき、九州森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件、路網開設実績等を踏まえ、定めたものである。本事業で作設する路網は継続的に用いられる森林作業道とし、作設に当たっては本特記仕様書によること。

なお、本特記仕様書に仕様を指定しないものについては、同作設指針によることを基本とすること。

1 路網計画(見取り図)

- ① 路網計画は、事業計画案の提出時に添付する事業計画図案において、次の点を反映し作成すること。
- ② 林地保全に配慮し、縦断勾配を緩やかな波状にし、こまめな分散排水を行うとともに排水先は安定した尾根部や常水のある沢等として路面に集まる雨水を安全、適切に処理すること。
- ③ 切土高は地形上やむを得ない場合を除き、できるだけ 1.5m 程度以内に抑えるよう努めること。
- ④ 曲線部及び縦断勾配は、伐木造材、集材、造林、保育等の作業に使用する林業機械等が安全に通行できるよう設定すること。なお、S字カーブ等は、木材等を積載した林業機械等の下り走行時の安全確保の観点から、こうした箇所のカーブの谷側を低くすることは避けること。この場合、曲線部上部入口手前の入口付近で行うこと。

2 切土・盛土の均衡

- ① 切土と盛土を均衡させ、捨土を発生させないこと。なお、捨土がやむなく発生する場合は、森林法の作業許可手続きが必要となる場合があるため、作業着手前に理由及び林地保全に配慮した処理計画を書面で監督職員に協議すること。

3 伐開

別紙1保残木標準断面図を参考にして、伐開幅は必要最小限度とすること。

4 土工計画

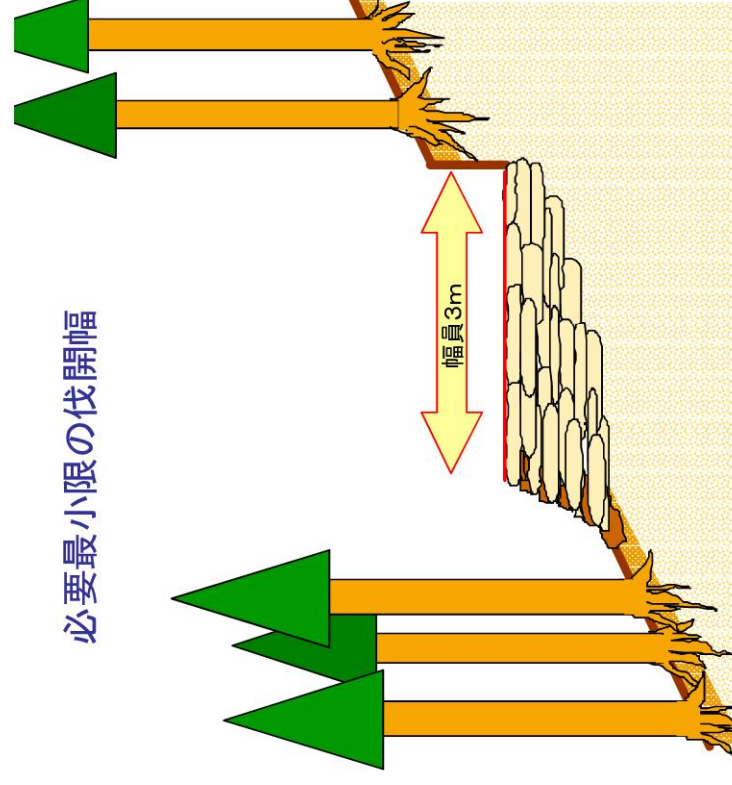
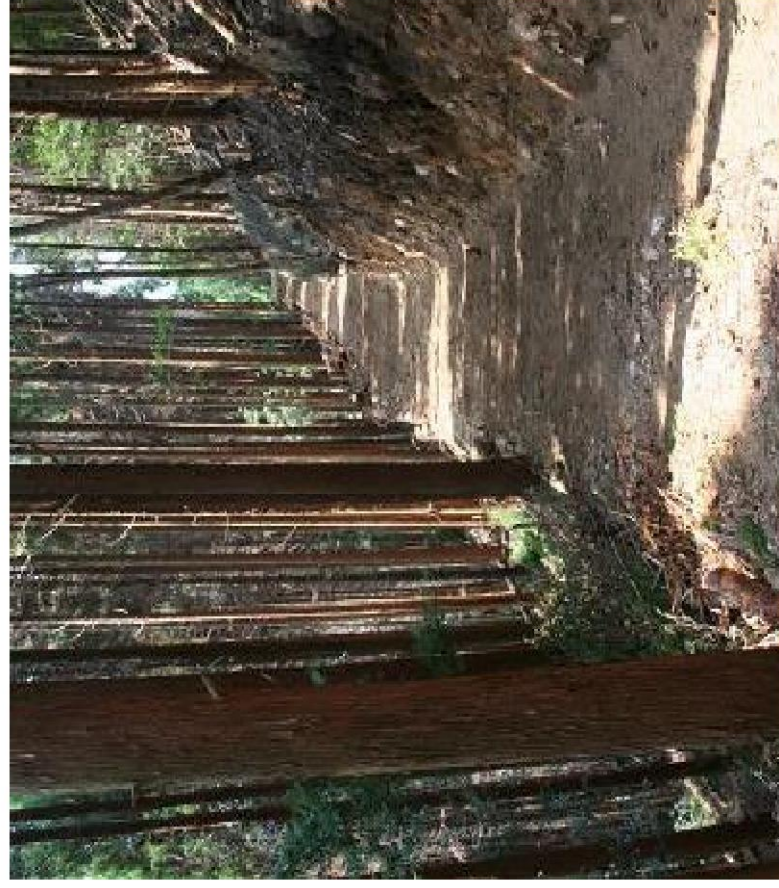
土工計画の概要書として①～⑤を作成の上提出すること。また必要に応じて⑥及び⑦を添付すること。

- ① 盛土基礎の施工方法と標準断面図
- ② 盛土部及び路肩部の転圧、締め固めの方法の概要
(※堅固な路体をつくるため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに 30cm 程度の厚さになるよう十分に締め固めて仕上げること。)
- ③ 現地発生資材使用に配慮した盛土構造の標準図及び緑化方法の概要
(※はぎ取り表土や根株は、盛土のり面保護工として利用すること。なお、山腹傾斜が緩やかな場所等で盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用を図ること。)
- ④ 盛土勾配の標準
- ⑤ 切土のり面の標準断面図
(※切土のり面の勾配は、直切りを基本とする。但し、土質に応じて、また、切土高が高くなる場合には、現地の状況により検討すること。)
- ⑥ 構造物を設ける場合はその概要
 - ・洗い越しの標準断面図
 - ・丸太組工など簡易構造物を採用する場合は設置場所の概要と標準断面図
(※路体は堅固な土構造によることを基本とし、構造物は地形・地質、土質の条件、幅員の制約等の条件からやむを得ない場合に限り設置するものとする。)
- ⑦ その他
事業終了時において、登坂部分等に洗掘を防ぐための水切りを施工すること。

- 5 作業工程表の提出
別紙様式により事業計画表を提出すること。
- 6 施工管理
作業の種類毎に施工前・施工中・施工後の写真等に記録し提出すること。
- 7 その他(汚濁等が発生した場合の処置)
本事業の実行に係わり下流域に汚濁等の発生が予想される場合は、事前に予防対策を講じるとともに、水質の汚濁等が発生した場合には、民間事業者において汚濁等の除去及び防止並びに下流の関係者への説明等の措置を講じること。

保 残 木 標 準 断 面 図

切土のり面及び盛土側も、立木を出来る限り残すよう
必要最小限の伐開幅とする



地 拵 作 業 仕 様 書

1. 作業方法等

作業区域内の雑草木は、保残を標示または指示されたものを除き、可能な限り地際から刈払うこと。

（１）枝条存置地拵

末木枝条等は、局部的に集積することなく全面にばらまき、できるだけ地表面に密着するよう存置すること。

（２）枝条筋置地拵

末木枝条等は、指定された方向に筋状に１ｍ以下の高さに棚積みすること。

この場合、適宜杭を打ち、風雪等により崩れないよう処置すること。

植巾及び末木枝条等の置巾は、監督職員の指示によること。

（３）坪地拵

植穴位置を中心として、概ね半径 50 cmの雑草木を刈払い末木枝条を整理すること。

苗間及び列間については、監督職員の指示によること。

（４）組合せ地拵

同一区域内で、複数の地拵方法を組合せる場合の作業要領は、上記（１）～（３）に準ずること。

（５）機械地拵

一貫作業システムにおいて機械地拵を行う場合の作業要領は、上記（２）に準ずること。

2. 溪床の末木枝条処理

末木枝条処理がある場合は、流出のおそれのない溪流敷外に除去すること。

なお、焼却を指示した場合の火入れ手続き、作業方法等については、監督職員の指示に従うこと。

3. 立木の巻枯し

立木の巻枯しの必要な場合は、監督職員の指示により実施すること。

4. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

コンテナ苗木植付作業仕様書

1. 苗木の購入及び検収

- （１）請負者は、発注者の指定する樹種及び規格の苗木を購入し、苗木の輸送日及び仮植地等について監督職員と協議し、仮植地又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。
- （２）苗木の検収については、九州森林管理局が別途定める検収要領に基づき検収することとし、検査によって生じた本数不足分及び不合格苗木については、請負者の責任において優良な苗木を確保すること。

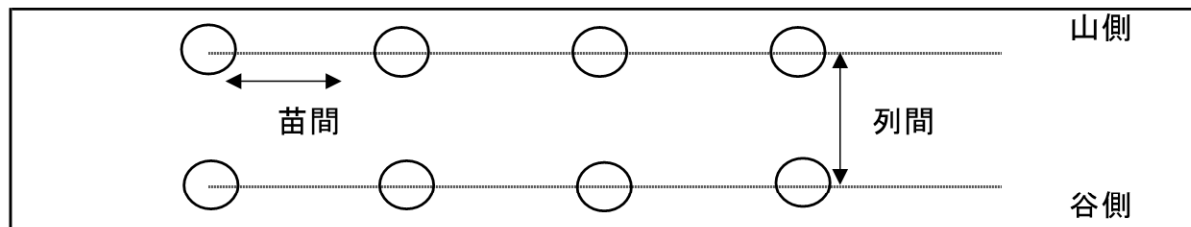
2. 苗木の管理

- （１）検査を受けた苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害の恐れのない所に保管すること。
- （２）苗木は保管場所に立てて寄せ並べ、必要に応じ、こも、シート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講ずること。

3. ha当たりの植付本数及び苗木の植付間隔

植付樹種	ha当たりの 植付本数	苗木の植付間隔 (水平距離) m		適用林小班等
		苗間	列間	
スギ	1,700	2.0	2.9	2 1 2 い

(平面図)



4. 植付要領

- （１）植付地点を中心に径7cm、深さ18cm程度の植穴を掘る。
- （２）苗木の植付けは、根鉢を植穴の底に密着させ、根元部が地表面よりやや低くなるよう垂直に植え付ける。
- （３）側方は、根鉢と植穴との間に空隙がないように土を入れる。
- （４）地表部は根鉢が乾燥しないよう土を被せ、倒伏を防止するため、根元を足で踏みしめ、落葉等で被覆する。

5. 作業上の留意事項

- （１）苗木を深植することは生育不良の原因となるので、充分注意すること。
- （２）苗木の運搬及び植付の際は、苗木が乾燥又は損傷しないよう充分注意すること。

6. 不良苗木の取扱

作業の実施過程において、選別した不良苗木が発生した時は、生じた不良苗木本数を監督職員に報告し、不良苗木分を請負者の負担により確保すること。

7. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

獣害防止ネット設置仕様書

1. 獣害防止ネットの購入及び検収

- （１）乙は、甲の指定する品質規格の獣害防止ネットを購入し、獣害防止ネットの輸送日及び保管場所等について監督職員と協議し、獣害防止ネット保管場所又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。
- （２）獣害防止ネットの検収については、契約図書（特約事項）の定める品質規格同等品及びその規格品以上とし、甲の指定する獣害防止ネット品質規格に基づき検収することとする。また、検査によって生じた不合格獣害防止ネットについては、乙の責任において優良な獣害防止ネットを確保すること。

2. 獣害防止ネット設置要領

- （１）ネット設置線については伐開等をして枝条等を取り除き整理すること。
- （２）支柱は地形・地質を考慮し４ｍ間隔を基本に打ち込み固定すること。
- （３）急傾斜地に於ける支柱の打ち込みは傾斜面に向かって垂直に打ち込むこと。
- （４）ロープはネットの上段に「張りロープ」を、下段に「押さえロープ」を使用すること。
- （５）支柱とネットが接する部分は３箇所以上を基本に固定し、たるみを防ぐこと。
- （６）各支柱間のネットの下部（裾部分の端）には３箇所以上を基本に杭で固定し、シカ等の侵入を防ぐこと。
- （７）支柱の補強については、支柱２本当たり１箇所を基本にアンカーをとり、ロープ等で支柱を補強すること。また、コーナーの支柱は必ず補強すること。
- （８）出入り口を監督職員の指示により設置すること。
- （９）上記以外については、獣害防止ネット購入メーカーの製品取扱説明書及び設置施工図を参照し設置すること。

3. その他

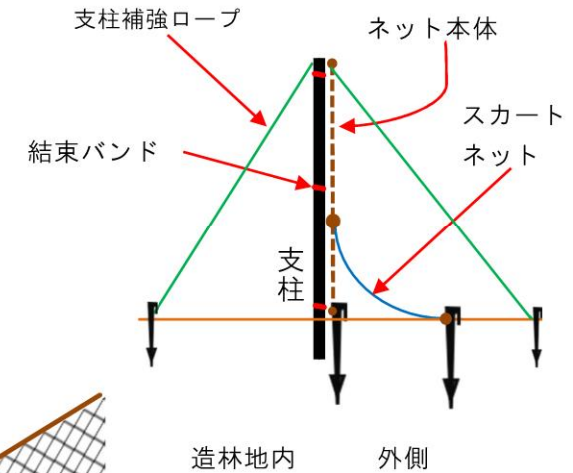
その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

獣害防止ネット施工図例

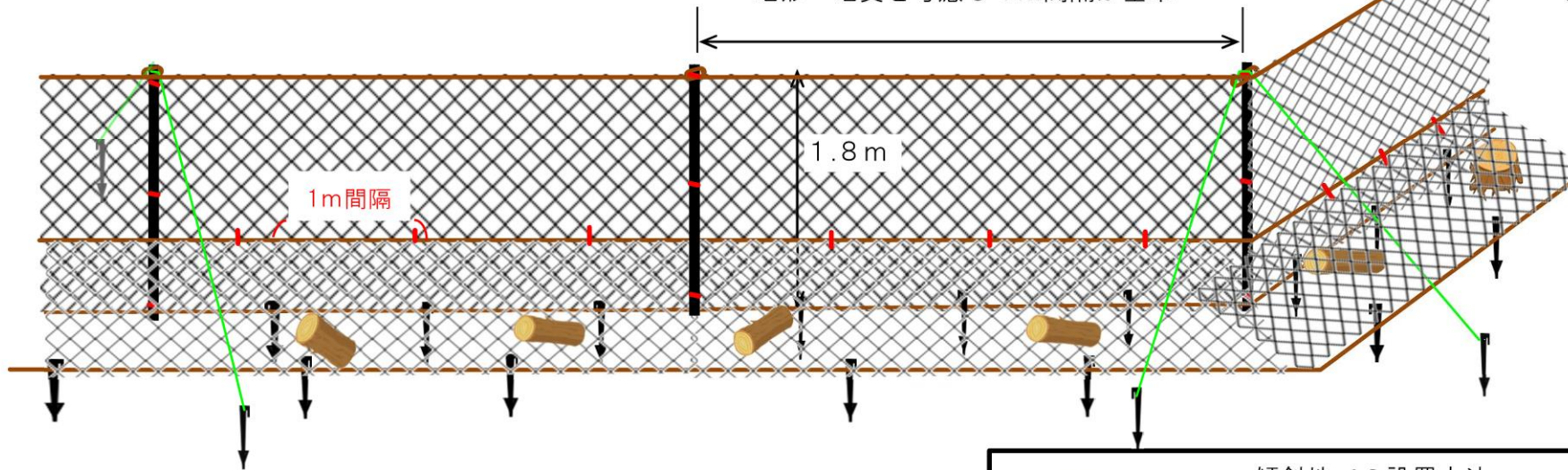
ネット設置材料表

1,000m当たり

名 称	形 状 寸 法	数 量	単 位
獣害防止ネット		20	反
スカートネット		20	反
上張りロープ	φ8~10mm×55m	40	巻
地際部押さえロープ	φ8mm×55m	20	巻
裾部押さえロープ	φ6mm×55m	20	巻
支柱	FRP φ33~35mm×2.4m	250	本
アンカー杭(地際・裾押さえ用、スカートネット押さえ用含む)	400~430mm	1250	本
アンカー杭(補強ロープ用)	400~430mm	250	本
支柱補強ロープ	φ6mm×55m	10	巻
結束バンド	200mm、100本入り	15	袋

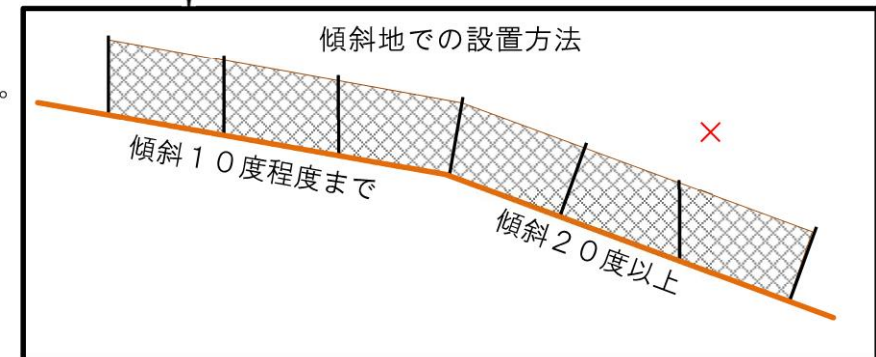


地形・地質を考慮し4m間隔が基本



【留意事項】※現地状況に応じ監督職員と打ち合わせる場合はこの限りではない。

1. 勾配20度以上の場合は、支柱を地面に対して垂直に打ち込むこと。
2. 出入り口については、対角線上に最低2箇所は設ける。
3. 谷・沢部分は、のちに土砂等が堆積しネットの損壊につながるため、十分な対策を講ずること。
4. スカートネットの先端に4mにつき2本プラアンカーを打ち込むこと。



特約事項（製品生産事業請負）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、請負者は下記の内容について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第 20 条により対応する。